

令和5年12月4日

石垣市議会

議長 我喜屋 隆次 様

議会改革特別委員会

委員長 長山 家康

特別委員会中間報告書

本特別委員会において、これまで議会運営におけるペーパーレス化を推進するため、タブレット端末導入に向けて議論を重ねて参りました。調査研究を行い結論が出た事項について、石垣市議会会議規則第45条第2項の規定に基づき、中間報告いたします。

なお、今後、最終報告に向けて引き続き詳細な点について検討を重ねてまいります。

記

1 タブレット端末の仕様について

タブレット端末は、3年リース契約となっており、画面が大きく操作性が良い12.9インチのiPadProを導入いたします。台数は、議員と議会事務局と合わせて27台となります。議場以外でもインターネット通信が可能なセルラーモデルで、一人当たり3GBの通信量が割り当てられています。11月20日に利用者研修を実施し、その後に開催された11月22日の臨時会終了後においても、タブレット端末を配布しております。

今後における使い方は、会議用システムに掲載されている研修会資料を確認しながら、不明なところは議会事務局に確認、または、研修を受けた議員同士での教え合いにて、操作方法など確認を行い、タブレット端末の積極的な活用を図っていきます。

2 会議用システム及びグループウェアシステムについて

会議用システムは、議会資料の電子化を円滑に実施するために、SideBooksを導入いたします。SideBooks内では、それぞれの定例会・臨時会ごとにフォルダ分けされて、資料等が掲載されていますので、会議資料のペーパーレス化を図っていきます。また、会議は、システムを活用して画面共有が可能となるため、円滑で分かり易い会議が可能となっています。

グループウェアシステムは、LINEWORKSを導入いたします。事務連絡や、招集通知、特別委員会の開催などの連絡においても、グループウェアシステムを活用して連絡を行っていきます。

3 運用規程について

導入したタブレット端末等を適切に運用していくために、石垣市議会タブレット端末及び会議用システム運用規程（以下、運用規程という）を策定しました。タブレット端末及び各システムは、適正に管理し、議員活動等に必要範囲に限り使用できるものとし、積極的な活用を目指していきます。

アプリ等のインストールは、自由にインストールできない設定となっていますので、運用規程の申出書（様式第3号）を提出し、基本的には議員個別ではなく、全体の端末に導入する運用となります。

万が一タブレット端末を紛失した場合は、管理者が把握できるように、位置情報がオンになっています。紛失やウイルスに感染、破損した場合など、速やかに議会事務局まで連絡してください。紛失や破損等により、保守契約の対応範囲外の費用負担が発生した場合は、使用者負担となりますので、使用についてはご注意ください。セキュリティ対策やトラブルが発生した場合には、原因を特定するために、管理者として記録されているログや通信等を確認いたします。運用規程は、必要に応じて、適宜改正していきます。

以上、報告いたします。

開 催 状 況

開 催 日	内 容
第4回 令和4年12月1日	・タブレット端末の導入について
第5回 令和4年12月9日	・新庁舎内の視察について
第6回 令和4年12月21日	・タブレット端末の導入について
第7回 令和5年1月17日	・タブレット端末の導入について
第8回 令和5年4月25日	・タブレット端末及び文書共有システムの入札について
第9回 令和5年5月9日	・議案の電子化及びタブレット端末の導入について (意見交換)
第10回 令和5年5月18日	・本特別委員会の提言について
第11回 令和5年6月9日	・タブレット端末導入に向けた今後の進め方について
第12回 令和5年6月22日	・タブレット端末等の導入に向けたプロポーザルについて
第13回 令和5年7月21日	・タブレット端末等の導入のプロポーザル資料について
第14回 令和5年11月8日	・タブレット端末及びペーパーレス会議システム運用 規程について

議 会 改 革 特 別 委 員 会 名 簿

職 名	氏 名
委員長	長 山 家 康
副委員長	内 原 英 聡
委 員	石 垣 達 也
委 員	石 川 勇 作
委 員	大 道 夏 代
委 員	高 良 宗 矩

(令和4年11月4日設置)

石垣市議会タブレット端末及び会議用システム運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、石垣市議会（以下「市議会」という。）におけるタブレット端末及び会議用システムの適切な運用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 会議等 本会議、常任委員会、特別委員会又は石垣市議会会議規則第166条で定める協議又は調整を行うための場及びその他議長等が必要と定める会議とする。
- (2) 会議用システム 会議用アプリケーションソフトウェア及びクラウドを一体化させたシステムをいう。
- (3) タブレット端末 石垣市議会議員（以下「議員」という。）又は議会事務局員に貸与された会議用システムがインストールされたタブレット端末等をいう。
- (4) 使用者 タブレット端末を使用する者をいう。
- (5) 個人情報等 石垣市個人情報保護条例に基づく個人情報その他市議会及び市において公開されていない情報をいう。
- (6) 議長等 議長及び議会事務局長（議長不在時）。

(タブレット端末の管理者)

第3条 議長等は、会議用システム及びタブレット端末の適正な管理のために、管理者を置く。

- 2 前項に規定する管理者には、議会事務局次長をもって充てる。

(タブレット端末の使用者)

第4条 使用者は、議員の他に議長等が許可した者とする。

- 2 使用者は、この規程の定めるところに従い、タブレット端末を適正に使用しなければならない。
- 3 会議用システムを使用するためのユーザーID等は、管理者が発行し、使用者に通知する。
- 4 前項のユーザーID等に紐づくパスワードは、管理者が決定する。
- 5 タブレット端末を使用するためのパスワードは、管理者が発行し、使用者に通知する。
- 6 議員は、議員活動等に必要な範囲内に限り、タブレット端末を使用するものとする。
- 7 議会事務局における使用者は、前項の議員活動等を支援するために必要な範

囲で使用するとともに、議員からのタブレット端末及び会議用システムの基本的な機能に係る問合せに対応するものとする。

- 8 ペーパーレス化の進行管理、会議等以外でのタブレット端末の使用その他必要な事項は、議会運営委員会において定める。

(タブレット端末の貸与及び返却)

第5条 議長等は、使用者にタブレット端末を貸与できるものとし、石垣市議会タブレット端末及びペーパーレス会議システム端末機使用申請書(様式第1号)を議長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により貸与されたタブレット端末は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 議員がその職を離れたときは、タブレット端末を速やかに管理者に返却しなければならない。
- 4 議会事務局における使用者は、異動等により使用権限がなくなったときは、タブレット端末を速やかに管理者に返却しなければならない。
- 5 管理者は、前2項の場合において、返却されたタブレット端末の初期化を速やかに行うとともに、返却を行った使用者に係る情報の削除を行う。

(タブレット端末の取扱い)

第6条 使用者は、タブレット端末を使用しないときは端末ロックをかけるか、又は電源を切らなければならない。

- 2 使用者は、紛失、盗難、毀損、水濡れ、滅失及び情報の漏えい(以下「紛失等」という。)のないようタブレット端末を適正に管理しなければならない。
- 3 タブレット端末の紛失等の際は、使用者は直ちに管理者に連絡し、石垣市議会タブレット端末及びペーパーレス会議システム端末機紛失・破損届出書(様式第2号)を議長に提出しなければならない。
- 4 管理者は、紛失等の連絡を受けた場合は直ちに当該タブレット端末について、遠隔操作により初期化を行うものとする。
- 5 タブレット端末の紛失等により、保守契約の対応範囲外の費用負担が発生した場合は、当該費用を使用者が負担するものとする。

(紛失等におけるタブレット端末の位置情報の把握に係る同意)

第7条 タブレット端末の紛失等が生じた場合は、当該タブレット端末の位置情報を管理者が把握することに使用者が同意したものとみなす。

(タブレット端末で使用するアプリケーションソフト)

第8条 タブレット端末で 사용할 ことができるアプリケーションソフト及びソフトウェア(以下「アプリ等」という。)は、管理者でインストールされたものに限る。

- 2 アプリ等のダウンロード又はインストールは、勝手に行ってはならない。

- 3 アプリ等のダウンロード又はインストールを議長に石垣市議会タブレット端末及びペーパーレス会議システム端末機におけるアプリケーション等追加申出書（様式第3号）を申請して行う場合に生じるアプリ等の購入又は使用に係る費用については、使用者が負担するものとする。また、使用方法については、使用者で確認することとする。
- 4 管理者は、タブレット端末にインストールされたアプリ等について、情報セキュリティの保護その他タブレット端末の適正な管理を行うために必要があると認められる場合には、当該アプリ等をアンインストールし、又は使用者にアンインストールを指示することができる。この場合において、使用者がアプリ等の購入又は使用に要した費用は、これを補償しない。

（会議等における禁止事項及び遵守事項）

第9条 使用者は、会議等でタブレット端末を使用するに当たり、次に掲げる事項を禁止及び遵守するものとする。

- (1) タブレット端末で利用できる機能は、次のとおりとする。
 - ア 審議等に関する情報（インターネット上の情報を含む。）を検索及び閲覧するための機能
 - イ 審議の内容等を記録するためのワードプロセッサ機能
 - ウ 議会事務局との連絡を取り合う機能
 - エ 記録等に必要となる写真機能
- (2) 審議中は、傾聴に努めることを旨とし、使用は節度をもって必要な範囲に限ること。
- (3) ソーシャルメディアの利用等・通話、その他議事に関係のない目的で使用しないこと。また、使用は節度をもって必要な範囲に限ること。
- (4) 画面表示は第三者の目にふれることがあることから、個人情報等の配慮を必要とする情報の取扱いに注意すること。
- (5) 電子音や振動音が鳴らないようにすること。また、操作音が議事の支障とならないよう配慮すること。
- (6) 電源は、バッテリー対応とすること。
- (7) 会議を録音、録画又は撮影をしないこと。

（禁止事項）

第10条 使用者は、タブレット端末及び会議用システムを使用するに当たり、次に掲げる事項を行ってはならない。

- (1) 個人情報等を公開すること。
- (2) 個人情報等をタブレット端末から別の端末（会議用システムを除く。）へ移行させること。
- (3) タブレット端末の分解及びタブレット又はOSの改造並びにタブレット端末

の管理権限を奪取すること。

- (4) セキュリティ関連及びネットワーク関連の設定を変更すること。
- (5) ユーザーID等を第三者に使用させること。
- (6) タブレット端末及び会議用システムに障害を及ぼすおそれがある装置を接続すること。
- (7) 著作権又は肖像権を侵害し、又は侵害するおそれのある方法で使用するこ
と。
- (8) 撮影、録画等のタブレット端末の機能の使用を制限されている場所におい
て、当該機能を使用すること。
- (9) その他議長等が定める事項に関すること。

2 前項各号に違反した使用者に対しては、議長等又は会議の長から注意を与え
るものとする。なお、再度の注意によっても違反が改められない場合は、議長
等又は会議の長は、タブレット端末の使用を停止させることができる。

(遵守事項)

第11条 使用者は、タブレット端末を使用するに当たり、次に掲げる事項を遵守
するものとする。

- (1) 情報の受発信は、使用者の責任において行うものとする。なお、議会事務局
から使用者に発信されたメール等については、必ず一読すること。
- (2) 盗難及び置き忘れのないよう注意すること。
- (3) 充電時を除き、タブレット端末を使用しない場合は、適切に保管すること。
- (4) データの正確性を保持し、データ等の紛失、毀損等の防止に努めること。
- (5) 個人情報等を表示する際には、第三者に見られることのないように留意する
こと。
- (6) パスコード等を表示する際には、周囲に留意すること。
- (7) タブレット端末のOSは原則として最新のアップデートを適用すること。
- (8) コンピュータウイルス及び不正アクセス等を発見した場合は、速やかに議長
へ石垣市議会タブレット端末及びペーパーレス会議システム端末機情報漏え
い・ウイルス感染報告書（様式第4号）を提出し、報告すること。

(セキュリティ対策)

第12条 緊急のセキュリティ対応等により、対策を施す必要がある場合は、管理
者は、遠隔操作により、使用者に配付したタブレット端末に対し、ソフトウェ
アや設定の変更等を行うものとする。また、議長等の求めに応じ、使用者は管
理者へ速やかに当該タブレット端末を提出しなければならない。

(各種通知及び届出等)

第13条 議員及び議会事務局は、双方の間で各種通知、届出等をタブレット端末
及び会議用システムで行うことができる。ただし、文書によることが必要な場

合は、文書で通知又は届出を行わなければならない。

- 2 前項に規定するタブレット端末による各種通知、届出等において、機器や通信回線等の不具合が発生した旨、議員から連絡があったときは、復旧の連絡があるまでの間、文書で行うものとする。

(会議用システムに保存できるデータ)

第14条 タブレット端末の使用に当たり、会議用システムに次のデータを保存することができる。

- (1) 会議等に関する各種資料
- (2) 前条に定める各種通知、届出等
- (3) その他議長等が必要と定める資料

- 2 会議用システム内での前項のデータは、契約しているクラウドサーバーの容量以内とする。

(タブレット端末及び庁内機器の更新)

第15条 タブレット端末の更新する際に、使用者がタブレット端末に保存したデータの移行は、使用者が自ら行うものとする。

- 2 庁内機器の更新により、タブレット端末の設定の変更等を行う必要がある場合には、使用者は、速やかに管理者にタブレット端末を提出するものとする。

(その他)

第16条 タブレット端末の管理及び取扱いについては、この運用規程に定めのない事項又はこの規程に関して疑義が生じた場合は、議長等が定める。

附則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。